

原子力発第11077号
平成23年 6月 7日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の
地震対策に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策に関して、平成23年6月7日付けで原子力安全・保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

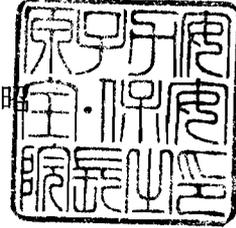
敬 具

経済産業省

平成 23・06・07 原院第 1 号
平成 23 年 6 月 7 日

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭

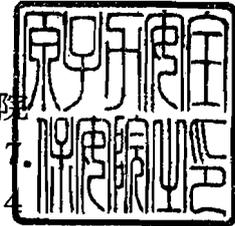


原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策
について（指示）

原子力安全・保安院は、別添のとおり、対応を求めることといたしました。
つきましては、貴社におかれましても、別添に従い所要の措置を講じられるよう
お願いいたします。

経済産業省

平成23・06・07 原院第1号
平成23年6月7日



経済産業省原子力安全・保安院

NISA-238b-11-7

NISA-161b-11-4

NISA-181b-11-4

原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策について（指示）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年4月15日付け平成23・04・15原院第3号による、原子力発電所及び再処理施設（以下「原子力発電所等」という。）の外部電源の信頼性確保についての指示に係る報告を、同年5月16日に各一般電気事業者等から受け、本日、当該報告に対する評価を行いました。

また、同年5月16日付け平成23・05・16原院第7号による、福島第一原子力発電所内外の電気設備に係る被害原因等についての報告を、同年5月23日に東京電力株式会社から受けました。当該報告によると、同発電所内の開閉所における同発電所第1号機及び第2号機に係る遮断器等が、地震によって損傷を受けたとされています。

これらの評価及び報告を踏まえ、外部電源の信頼性を確保する観点から、当院は、一般電気事業者等に対して、下記の事項について実施することを求めます。また、その実施状況について、平成23年7月7日までに当院に報告することを求めます。

記

1. 平成23年東北地方太平洋沖地震により東京電力株式会社福島第一原子力発電所において観測された地震観測記録の分析結果を踏まえ、一般電気事業者等の原子力発電所等において開閉所等の電気設備が機能不全となる倒壊、損傷等が発生する可能性についての影響評価。



なお、この評価に当たっては、基準とする開閉所等に係る地表面における地震力を各原子力発電所等において設定し、電気設備に生ずる応力を解析により求め、当該電気設備の構造強度との比較により評価を行うこと。

2. 上記1. において機能不全となる倒壊、損傷等が発生する可能性があるとして評価された場合、当該設備に対する地震対策の策定